



# 「町名・字名の取扱いについて」 新たな議案を提案!

第6回協議会  
H15.7.22

### 住所表示は3案の中から5町の判断で選択

平成15年7月22日(火)、かしま市民福祉プラザ5階大会議室において、第6回鹿児島地区合併協議会が開催され、新たな委員の紹介のあと会議に入りまし  
た。  
第4回協議会に提案し、第5回協議会で再度継続協議とすることに決定した「町名・字名の取扱い」については、専門部会、幹事会、首長会での協議結果を踏まえ取下げることとし、新たに、議案の内容を見直し5町の住所表示は3つのパターンから各町の判断で選択し、合併時までに調整する方針案が提案され、継続協議とすることに決定しました。

第5回協議会で継続協議となっていた議案7件のうち、「上・下水道事業の取扱い」を除く6件については、原案のとおり決定しました(議案の詳細は2面を参照)。  
◆**ごみ処理事業の取扱いについて**  
◆**環境衛生事業の取扱いについて**  
◆**都市計画の取扱いについて**  
◆**建設関係事業の取扱いについて**  
◆**消防関係事業の取扱いについて**  
◆**一部事務組合等の取扱い(し尿処理業務を除く)について**

## ほんないごが 決まりました

### 協議されたこと

◆**町名・字名の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
町名・字名の取扱いについては、第4回協議会に提案し、第5回協議会で協議されましたが、委員から「歴史的背景を踏まえ、町名を残してほしい」などの意見が出され、再度継続協議とすることに決定されました。  
◆**町名・字名の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
町名・字名の取扱いについては、第4回協議会に提案し、第5回協議会で協議されましたが、委員から「歴史的背景を踏まえ、町名を残してほしい」などの意見が出され、再度継続協議とすることに決定されました。

◆**上・下水道事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
委員から「水道事業の経営安定化や5町の施設更新を考慮すると、上水道事業と簡易水道事業を一本化するべき」「水道料金の問題だけでなく、他の行政サービスとのバランスや水道事業の一本化に伴う管理体制(安定供給、水質保全)の確立が重要である」との意見のほか、「上水道事業に一本化するのではなく、現行のままで十分運営できる」「簡易水道利用者や上水道利用者との料金を同額にする」とは不合理であり、問題はなにか、など意見があり、再度継続協議とすることに決定しました。

◆**地域福祉事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**環境衛生事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**建設関係事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

(別表) 家庭ごみの分別品目と収集回数

①もやせるごみ	②もやせないごみ	③缶・びん	④ペットボトル	⑤新聞・チラシ	⑥段ボール	⑦雑誌類	⑧紙箱・包装紙	⑨衣類	⑩プラスチック容器類	⑪紙パック	⑫乾電池	⑬蛍光灯
週2回	週1回	月2~3回	月2~3回	月2~3回	月2~3回	月2回	月2回	月2回	週1回	月1回	月1回	月1回

◆**上・下水道事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
水道料金(給水負担金、審査手数料等)は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとします。  
◆**消防関係事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**一部事務組合等の取扱い(し尿処理業務を除く)について**  
(継続協議となりました)  
し尿処理業務については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**建設関係事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**環境衛生事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**ごみ処理事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**地域福祉事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**ごみ処理事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**粗大ごみ収集**  
鹿児島市の制度に統合し、戸別収集(電話申込受付)とするものとします。  
◆**家庭ごみステーションボックス設置補助事業**  
吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の補助事業は合併時に廃止し、合併後の新たな制度を再編しようとするものです。  
◆**事業所ごみの収集形態**  
鹿児島市の制度に統合し、行政収集は実施しないこととするものです。

◆**主な調整方針(案)**  
◆**家庭ごみの分別品目と収集回数**  
分別品目数(13品目)と収集回数(別表参照)は、合併時に鹿児島市の制度に統合し、1市5町分すべてを鹿児島市の北部・南部清掃工場で処理しようとするものです。

◆**環境衛生事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**都市計画の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとし、都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**建設関係事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**消防関係事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**一部事務組合等の取扱い(し尿処理業務を除く)について**  
(継続協議となりました)  
し尿処理業務については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**ごみ処理事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**粗大ごみ収集**  
鹿児島市の制度に統合し、戸別収集(電話申込受付)とするものとします。  
◆**家庭ごみステーションボックス設置補助事業**  
吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の補助事業は合併時に廃止し、合併後の新たな制度を再編しようとするものです。  
◆**事業所ごみの収集形態**  
鹿児島市の制度に統合し、行政収集は実施しないこととするものです。

◆**主な調整方針(案)**  
◆**家庭ごみの分別品目と収集回数**  
分別品目数(13品目)と収集回数(別表参照)は、合併時に鹿児島市の制度に統合し、1市5町分すべてを鹿児島市の北部・南部清掃工場で処理しようとするものです。

◆**環境衛生事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

◆**建設関係事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。



◆**5町の水道料金は3年間で段階的に調整!**  
現在、1市5町の水道事業は、鹿児島市のそれぞれが営業者で、5町はそれぞれ営業者の簡易水道事業を運営しています。上水道事業は計画給水人口が5001人以上、簡易水道事業は同じく1001人以上5000人以下の水道事業のことで、水質や施設などによる違いはありません。水道事業は、水道を利用する人から徴収する料金で施設を建設し、経営していくという独立採算を基本としていますが、簡易水道事業は給水人口が少ないことから、水道料金だけで運営できず、市町村の一般会計からの繰出金に頼っているケースが多く見受けられます。また、水道事業全体として、節水等により需要は横ばいにもかかわらず、強化される水質基準への対応や、1960~70年代にかけて急速に整備された施設が耐用年数に達することによる更新費用の負担が重くのしかかっている状況もみられます。このことから、当地

◆**環境衛生事業の取扱いについて**  
(継続協議となりました)  
環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとします。

## 合併すると国民健康保険税はどうなるの?

国民健康保険事業は、加入者(被保険者)が病院等で支払う一部負担金以外の医療費や出産育児一時金、脳・人間ドックなど保健事業に要する経費の総額から国・県支出金等を差し引いた額を保険料によって賄うことになっており、加入者が負担する保険料は、国民健康保険を支える大切な財源です。  
国保事業については、第5回協議会において、「合併時に鹿児島市の制度に統合する。ただし、税率等については、合併する年度(16年度)に限り、現行の制度を基本とする。」ことが決定されました。したがって、合併後の国保の賦課方式や税率等の取扱いについては、下表のとおりとなります。

【参考】平成15年度税率に基づくモデルケースによる国民健康保険税の差(年額) (単位:円)

夫の所得	モデルA				モデルB				モデルC				モデルD				
	なし	なし	100万円	200万円	なし	なし	1万円	3万円	6万円	なし	なし	100万円	200万円	なし	なし	100万円	200万円
年間固定資産税額	なし	なし	1万円	3万円	なし	なし	1万円	3万円	6万円	なし	なし	100万円	200万円	なし	なし	100万円	200万円
市町名	賦課方式	保険税額	鹿児島市との差額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	鹿児島市との差額	鹿児島市との差額	鹿児島市との差額
鹿児島市	3方式	41,100		41,100	137,300		308,500		308,500								
吉田町	4方式	40,000	1,100	43,700	▲2,600	138,400	▲1,100	306,700	1,800								
桜島町	4方式	39,200	1,900	45,700	▲4,600	161,100	▲23,800	359,700	▲51,200								
喜入町	4方式	36,600	4,500	40,200	900	136,200	1,100	304,200	4,300								
松元町	4方式	39,500	1,600	43,500	▲2,400	123,500	13,800	269,800	38,700								
郡山町	3方式	44,500	▲3,400	44,500	▲3,400	170,700	▲33,400	388,900	▲80,400								

(注1) 各モデルの家族構成は、夫45歳、妻42歳、子供2人の4人世帯を想定。  
(注2) 賦課3方式=所得割+均等割+平等割、賦課4方式=所得割+資産割+均等割+平等割

## 合併後の国民健康保険税の賦課方式及び税率等の取扱い(5町の区域)

年次	平成16年度		平成17年度~	
	賦課方式	税率	賦課方式	税率
取扱い	合併が行われた日以降は鹿児島市の制度(3方式、税率、納期等)を適用。		鹿児島市の制度(3方式、税率、納期等)を適用。	
	ただし、合併が行われた日の前日現在で5町の国保被保険者であった世帯主に対しては、それぞれの旧町の賦課方式、税率及び納期等を適用。		なお、税率は、今後の医療費の動向等を考慮する中で、統一した税率を設定。	

## 一部事務組合等への加入状況(鹿児島市、桜島町は該当なし)

町名	介護保険	消防	ごみ処理	し尿処理	斎場
吉田町	始良郡西部消防組合	始良郡西部衛生処理組合	始良郡西部衛生処理組合	始良郡西部衛生処理組合	始良郡西部衛生処理組合
喜入町	指宿広域市町村圏組合	指宿広域市町村圏組合	指宿広域市町村圏組合	指宿広域市町村圏組合	指宿広域市町村圏組合
松元町	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合
郡山町	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合	日置地区連合消防組合